

理事の職務権限規程

公益財団法人
産業廃棄物処理事業振興財団
平成24年4月1日施行

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（以下「この法人」という。）の定款第38条第3項の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条 代表理事は、理事長とする。

(理事長)

第5条 理事長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの財団を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第6条 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、本財団の業務を執行する。
 - (2) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 2 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行し、又はその職務を行う。

(常務理事)

第7条 常務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 理事長が定める担当業務を分掌し、執行する。
 - (2) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 2 理事長、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め定めた順序により、その職務を代行し、又はその職務を行う。

3 前項に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

(役付以外の業務執行理事)

第8条 役付以外の業務執行理事の職務権限は、理事長が定める担当業務を分掌し、執行する。

2 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第3章 補 則

(細 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の設立の登記の日から施行する。